

私は知事提出議案第 165 号議案から第 168 号議案まで、および第 170 号議案から第 200 号議案、並びに諮問第 4 号に賛成。共産党提出の議員提出議案第 17 号及び第 18 号に反対の立場から討論を行います。

はじめに第 176 号議案、工業用水道廃止について申し上げます。赤字が常態化し、老朽化に伴う更新費用が莫大なものとなる工業用水道の存廃は、都政における積年の課題でありました。審議の過程においては、「これまで東京都は一体何をやってきたのか」との意見もありましたが、これは問題を先送りにしてきた歴代都知事、そしてそれを結果として見過ごしてきた都議会にも、責任の一端があると考えます。結論を出せば、どちらにせよ批判が巻き起こることが予想される状況の中、廃止という決断に踏み切った小池知事の姿勢については、高く評価を致します。

一方で、廃止条例とともに示された支援案については、問題が多く賛成することができません。あしかけ 5 年に渡って開催されてきた「有識者委員会」において示された支援案から大きく逸脱し、委員長が「これが最大限」と評した期間のほぼ倍である 20 年という超長期に渡る料金の減免支援は、公平性の観点から極めて大きな禍根を残しかねません。支援案を決定する際、現在の工業用水道ユーザーの意見を重視するあまり、同業種の非ユーザーからの声を聴取していないことも、大きな問題です。合理性・公平性の観点から、現行の支援案については抜本的な再検討を求め、支援期間中にも柔軟に再考できる余地を残すことを強く要望いたします。

次に第 181 号・182 号議案に関連して、都営住宅について申し上げます。時代の変化とともに、都営住宅のあり方が問われています。都内に空き家が増え続ける一方、安価で入居できる都営住宅の入居倍率は高止まりが続き、入居できた人とできていない人で著しい不公平が生じています。流動性が低く、入居したことが既得権化しかねない都営住宅は、現状に即した住宅政策とは言えません。東京都住宅供給公社のみが、その運営を一手に担っている体制にも疑問が残ります。都心の一等地にも存在する都営住宅は、段階的に民営化を進め、低所得者への支援は住宅バウチャーなどの仕組みで行うべきと考えます。老朽化した都営住宅については、漫然と建て替え作業を進めるのではなく、抜本的な見直し計画の策定と並行して進めることを強く要望いたします。

次に、共産党提出の議員提出議案について申し上げます。公立学校の冷暖房機器に関する条例案については、本定例会でも知事より対策に取り組む方針が繰り返し述べられたところです。現状で本条例案を成立させることは屋上屋を架すことになりかねず、その必要性は認められません。

マタニティパスによる支援については、確かに若年層や子育て世帯に対する支援は極めて重要です。しかしながら、マタニティパスを導入している葛飾区の実態を調査したところ、交通費として支給した金額は IC カードにチャージされるため、その使用用途が制限できないなど、制度設計上の課題が大きいことが確認できました。現時点で「マタニティパス」という方法による子育て世帯の支援が適切ということは残念ながら判断できず、その提案趣旨には大いに敬意を払いながらも、条例案の制定に

は反対を表明するものです。

白タク行為を規制する意見書についても一言、申し上げます。本意見書の第二段落・第三段落にあるライドシェアに慎重な文脈を読めば、この意見書がライドシェアを否定する内容であることは明らかです。このような意見書が、ライドシェア推進を公言する会派から提出されたこと事態が、大きな矛盾であります。我々はしがらみのない立場からライドシェア・シェアリングエコノミーを推進するものとして、一部の業界団体の意向が強く反映されたと思える本意見書には、断固として反対いたします。

最後に、第 169 号議案「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」について申し上げます。大前提として、LGBT 等の性的マイノリティに対する差別や、ヘイトスピーチは許されるものではありません。とりわけ LGBT については、国の法律制定が遅れを取る中、オリンピック・パラリンピックを控えた東京都がまず、先駆的な条例を制定する意味は極めて大きなものであると考えます。努力義務として差別禁止に踏み込んだこと、対象が事業者のみならず都民に及ぶことについては、若干の懸念と議論の余地が残りますが、当事者からの切実な想いを受け止めた対応であると評価いたします。本条例案が適切な名称の元、第一章と第二章から構成され、また表現の自由に対する留保がつけば、我々としても積極的に賛成したい内容でありました。

しかしながら、この条例案全体を見た時に、これはあまりにも問題の多い内容であり、議論が不十分であると言わざるを得ません。

まず大きな問題の一つは、第二章と第三章の内容が、その成り立ちから効力まであまりにも違い過ぎることです。第二章のいわゆる LGBT に関する部分については、法律に基づかない独自条例であり、強制力を持った罰則規定などはありません。一方で第三章には、条例の根拠となる上部法令が存在し、いわゆる「ヘイトスピーチ」に対して公的施設の利用制限を命じることができるなど、強制力を持った内容になっています。これほどまでに性質の異なる内容を一つに条例にすることは極めて不適切であり、都民の混乱を招かないためには、それぞれを独立した重要課題として、個別の条例として、成立させなければならないものです。条例制定に精通しているはずの都庁から、なぜ最終的なアウトプットとしてこのような条例案が出てきたのか、率直に言って理解に苦しみます。

そして第三章においては、公共施設の利用制限、拡散防止措置・公表といった強制力を伴う措置が定められておりますが、その基準がまったく明確ではなく、条文上はほとんど知事の裁量に委ねられています。この条例が抑制的に運用され、また審査会が設けられているとしても、これは憲法で定める集会の自由と、地方自治法で定める施設利用権の保証に抵触する可能性が否定できません。インターネットの書き込みなどに適用される拡散防止措置についても、表現の自由の観点から懸念が残り、表現活動の萎縮を招く恐れがあります。ヘイトスピーチは許されないものである一方、こ

うした点については十分な審議が尽くされ、明確な基準が公表されることが条例制定の絶対条件であると考えます。

ところが本条例案については、全文が明らかになったのが都議会告示日であり、結論を出さなければならない本日までに与えられた時間は、一ヶ月にもはるかに満たない短期間でした。加えて執行機関が条文を作るプロセスにおいて、通常であれば行われる有識者による審議会がなかったことについても、問題が残ると言わざるを得ません。

さらに根源的な問題としては、「人権」という概念は多岐に渡るにもかかわらず、オリンピック憲章に定めるものに限定すること、具体的な対象がLGBTとヘイトスピーチという、2つに絞られていることは大きな疑問点です。この点には委員会質疑でも各委員から質問が集中しましたが、都から納得の行く説明がされたとは思えません。

他にも細かな課題は多々ありますが、主には以上のような観点から、本条例案については審議を継続し、条例案の構成・内容を再考すべきと考えます。しかしながら、本会議における議決では、継続審査という態度表明が存在しません。また総務委員会では、継続して慎重審査すべきとの意見があったにもかかわらず、顧みられることはありませんでした。同様に、表現の自由に配慮すべきという付帯決議も否決され、この場上がることはありませんでした。よって、条例制定の意義は十分に認めながら

も、現時点での条例案には賛成することができない我々は、やむを得ず退席し、議決に参加しないことを表明いたします。

なお、LGBT など性的マイノリティに関する最大の問題は、性的マジョリティーが持つ「結婚する権利」を持っていないことにあります。根源的な差別解消に取り組むのであれば、各種啓発に取り組むと共に、都独自のパートナーシップ制度を確立し、その権利を早急に確保すべきであると意見を申し上げます。

私たち少数会派の議決態度は、残念ながら結果を左右するものではありません。しかし、議会制民主主義における議決は、「とりあえずの結論」を出すものに過ぎません。一定期間の後、過去の決定を再び見直すことができるのが民主主義です。また、民主主義の冥利は多数による決定ではなく、少数意見の留保にこそあります。我々がここで表明した意見と態度は、必ずや、将来の議論に資するものになると、我々は信じます。

そしてかがやけ Tokyo は、何者にも囚われない立場から徹底した情報公開・情報交換に務め、声なき都民・組織なき都民の声を議会に届け、改革の灯火を決して絶やさぬことをお誓いいたしまして、討論を終わります。